



すべての児童は家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これに変わる環境が与えられる。

＝児童憲章宣言＝

発行：西郷村企画住民課

印刷所：ワタベ印刷所

# 保育所特集号



西郷村大字米字向山地内に完成した村立保育所



村立保育所平面図

- |           |         |
|-----------|---------|
| ① 遊 戯 室   | ⑪ 洗 濯 室 |
| ② 保 育 室   | ⑫ 調 乳 室 |
| ③ 保 育 室   | ⑬ ホ ー ル |
| ④ 保 育 室   | ⑭ 保 健 室 |
| ⑤ 便 所     | ⑮ 職 員 室 |
| ⑥ 倉 庫     | ⑯ 休 憩 室 |
| ⑦ 厨 房     | ⑰ 湯 沸 室 |
| ⑧ ボイラー室   | ⑱ 便 所   |
| ⑨ 乳 児 室   | ⑲ 池     |
| ⑩ ほ ぶ く 室 |         |

工事規模：鉄骨造カラー・ルーフトッキ葺平家建  
1棟 496.53㎡ (153.25坪)

# 働くお母さん

## 待望の保育所ついに完成

村民の皆様より強いご要望のありました村立保育所

の新設については、今年五月より西郷村大字米字向山内に建設を進めてまいりましたが、この度ついに完成を見るに至り、来年四月一日開所の運びとなります

た。

今後は働くお母さん、その他いろいろな事情により家庭での保育が困難な児童の福祉向上にこれら施設を活用していきたいと考えています。

## 保育所の目的

児童の保育は、本来両親の家庭において行われるのが理想ですが、保育所は保護者が労働に従事したり、あるいは疾病にかかっているなどのため、家庭において十分な保育が出来ない児童を保護者の委託を受け、保護者にかわって一般家庭と同様の保育をすることを目的とする児童福祉法に基づく施設であります。

保育所は学校や幼稚園の様に教育的要請の見地に基づくものでなく、保育を目的として

### 保育所に入所出来る基準

#### 一、家庭外労働

児童の母親が日中家庭外で労働をすることを常としているため、その児童の保育が出来ず、かつ同居の親族が、その児童の保育に当ることが出来ないことと認められた場合。

#### 二、家庭内労働

児童の母親が日中家庭内で児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常としているためその児童の保育が出来ず、かつ同居の親族、その他の者がその児童の保育に当ることが出来ないことと認められた場合、ただし父親がその業に従事しており、かつ使用人がいる場合は除かれます。

#### 三、母親がいない家庭

母親の死亡、行方不明、拘禁等の理由により母親がいない家庭であつて、かつ同居の親族、その他の者が保育に当ることが出来ないことと認められた場合。

#### 四、母親の出産等

母親が出産の前後であり



## 入所措置

### 及び入所基準

保育所は保育に欠ける児童を入所させる施設であり家庭で保育可能な児童は入所出来ません。

又は疾病の状態にあり、若しくは心身の障害があるため、その児童の保育が出来ず、かつ同居の親族、その他の者が児童の保育に当ることが出来ないことと認められた場合。

#### 五、疾病の看護

その児童の家庭に長期にわたる疾病、又は心身に障害のある者があり、母親が常時その看護に従事しているため、その児童の保育が出来ず、かつ同居の親族、その他の者がその児童の保育に当ることが出来ないことと認められた場合。

#### 六、家庭の災害

火災・風水害・地震等の災害により、その復旧のため、児童の保育が出来ない場合。

以上の基準に該当すれば入所出来ませんが、定員等の関係で全部の児童の入所が困難な場合は保育を要する程度の高いものから順次入所の措置を行います。



## 措置児童の定員及び保母の数

保母の数は、3歳未満児については児童6名につき保母1名、3歳児は児童20名につき保母1名、4歳以上児は児童30名につき保母1名という様に法律により定められております

| 保育所名  | 児童定数 |
|-------|------|
| 村立保育所 | 60名  |
| 川谷保育所 | 60名  |
| 計     | 120名 |

## 入所の決定 及び措置権者

入所の決定については、保育所の『入所基準』に該当しているかどうかを調査の上村長が決定いたします。

### ▼措置期間

入所の決定に当っては六ヶ月以内の範囲で措置し、その期間が到来したときは再度調査し最初の許可条件に變動がない場合は引き続き措置されます。したがって家庭内での保育が可能な場合は措置解除となります。なお、川谷保育所についても同様です。

## 保育料

保護者及び家族の前年度の収入、市町村民税、所得税、固定資産税額により、おのおのの階層に区別されそれによって保育料が決定されます。なお、保育料が高額になり、その負担が容易でない

と認められる場合は、申請により保育料の一部が減免される措置が西郷村において現在構じられております。

## 経費の分担

保育所の運営経費については、国の規準に従って国庫負担金・県費負担金・村負担金・保育料で、すべてまかなわれます。

|       |                  |              |                  |
|-------|------------------|--------------|------------------|
| 国保負担金 | 措置費<br>(児童1人当経費) | 徴収費<br>(保育料) | × $\frac{8}{10}$ |
| 県費負担金 | 措置費<br>(児童1人当経費) | 徴収費<br>(保育料) | × $\frac{1}{10}$ |
| 村費負担金 | 措置費<br>(児童1人当経費) | 徴収費<br>(保育料) | × $\frac{1}{10}$ |

※保育料については村だより102号を参照して下さい。

## 保育時間その他

保育所における保育時間は一日につき八時間を原則とし、その地域における実情を考慮し決定されます。その他、児童の送迎については原則として保育所で行いませんので保護者自身が行っていただくこととなります。

## 給食について

給食は三歳未満児については主食を含めた給食を、三歳以上の児童については副食を主とした給食を実施いたします。

## 保育所運営委員会

### 委員会の設置

保育所の円滑、かつ適正な運営を期するための諮問機関として村では各界の代表者による保育所運営委員会を設置し保育所運営に対する適切なご意見を徴し今後の保育所運営の参考にして行くため設けられた機関であります。

## 来年度

## 保育所の入所受付のお知らせ

昭和52年度保育所入所受付を次の要領で行いますので入所希望の方はお申し込み下さい。

なお、現在川谷保育所に入所中の方も新たに申し込をしていただくこととなります。

### ▼申込受付期間

昭和52年1月7日から  
昭和52年1月18日まで

### ▼申し込資格

保護者の労働または疾病等の事由により保育に欠ける乳児（満一歳以上）

### ▼入所定員

- 村立保育所（三歳未満児12名三歳以上児48名）
- 川谷保育所（三歳未満児6名三歳以上児54名）

### ▼用紙の交付と受付

役場住民課福祉係に備付てありますので必要事項を記入し、証明を受けて住民課福祉係に提出して下さい。

なお、用紙の提出の際に面接による調査をいたしますので必ず保護者本人が持参して下さい。郵送、その他の受付はいたしませんので申し添えます。

### ▼提出書類

次の書類が必要となります。

○入所申請書

○保育所入所に関する証明書

（その地区担当児童委員の証明を受けて下さい）

○課税証明

（役場税務課で証明を受けて下さい）

○給与所得者がある場合は課税証明と合せて昭和51年度源泉徴収票を添付して下さい。

### ▼入所の決定と通知

入所申請書により一月中旬に実態調査をし、保育所運営委員会に諮問して決定し、二月中旬に申込者

に通知します。

▼ 保 育 料

児童の年令、その世帯の  
村民税、所得税、固定資  
産税の課税状況によつて  
決定されます。

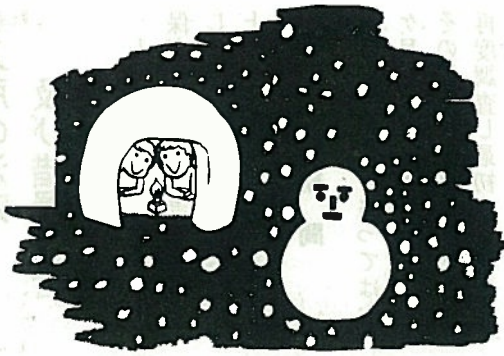
▼ 入所予定

昭和52年4月1日

▼ その 他

申請書に入所希望保育所  
名を記入願いますが、地  
域及び定員の関係で希望  
する保育所に入所出来な  
い場合もあります。

その他くわしいことは  
役場住民課福祉係にお問  
い合せ下さい。



## 児 童 委 員 名 簿

任期：昭和49年12月1日～昭和52年11月30日

| 担当区名       | 氏 名     | 生年月日        | 職 業 | 住 所        | 経験年数 | 電 話       |
|------------|---------|-------------|-----|------------|------|-----------|
| 米・間ノ原一部    | 小 針 ナ カ | 明44・12・5    | 農 業 | 米字米村3      | 9    | 有2413     |
| 長 坂        | 関 田 仲   | 明38. 2. 11  | 農 業 | 長坂字長坂125   | 6    | 有2283     |
| 柏野・赤淵      | 和 知 兼 治 | 明43. 11. 6  | 無 職 | 柏野字腰蒔1     | 3    | 有2248     |
| 下 中        | 内 藤 運 信 | 大6. 5. 12   | 僧 侶 | 羽太字狸屋敷152  | 23   | 有2207     |
| 上 羽 太      | 鈴 木 茂三郎 | 大10. 4. 1   | 農 業 | 羽太字関屋2     | 3    | 有2090     |
| 貴 名 孝      | 白 岩 善 作 | 大12. 3. 7   | 〃   | 羽太字原田15    | 4    | 有2043     |
| 鶴 生        | 菊 地 忠 雄 | 大8. 10. 1   | 〃   | 鶴生字内川岸16   | 0    | 有2464     |
| 追 原        | 佐 藤 兵 治 | 大9. 9. 9    | 〃   | 鶴生字追原山1    | 3    | 有2838     |
| 真 船        | 真 船 甚 一 | 明43. 2. 4   | 〃   | 真船字堂万50    | 0    | 有2905     |
| 熊 倉        | 菅 野 セ イ | 大9. 8. 15   | 無 職 | 熊倉字火打山139  | 0    | 磐城熊倉集9333 |
| 上折口原       | 円 谷 千 賀 | 大3. 3. 23   | 〃   | 熊倉字折口原36   | 0    | 有2971     |
| 下 折 口 原 一部 | 田 辺 春 吉 | 大5. 4. 17   | 農 業 | 米字間ノ原2     | 0    | 有3955     |
| 山 下        | 高 久 マス子 | 大8. 3. 7    | 〃   | 小田倉字上川向12  | 3    | 有3143     |
| 上 新 田      | 小 林 源 七 | 明41. 4. 10  | 〃   | 小田倉字豊城56   | 3    | 白4-8203   |
| 下 新 田      | 鈴 木 一 男 | 大14. 5. 15  | 〃   | 小田倉字道南58   | 0    | 白4-8522   |
| 原 中(上)     | 伊 藤 キ ミ | 明41. 10. 18 | 助産婦 | 小田倉字原中2    | 9    | 有3711     |
| 原 中(下) 場   | 橋 本 平 蔵 | 大11. 4. 1   | 農 業 | 小田倉字原中2    | 3    | 有3727     |
| 黒 川        | 真 船 勝 司 | 明40. 10. 29 | 〃   | 小田倉字上東平11  | 9    | 有3743     |
| 一 の 又      | 鈴 木 義 市 | 昭2. 9. 13   | 〃   | 小田倉字上々野原1  | 0    | 有3345     |
| 芝 原        | 大 桃 博 治 | 大13. 1. 29  | 〃   | 真船字芝原83    | 3    | 有2722     |
| 川 谷        | 松 田 暁   | 昭4. 7. 20   | 〃   | 真船字小萱55    | 3    | 有2621     |
| 伯 母 沢 森    | 大 桃 義 治 | 明40. 4. 30  | 〃   | 小田倉字馬場坂221 | 12   | 有3321     |

※保育所入所申込書に添付する保育所入所に関する証明については、上記担当地区の児童委員の証明をもらってください。

街を自然を美しく

吸いがらの投げ捨てはやめましょう。

Smokin' Clean

